



# 厚木市交通安全推進計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月  
厚木市

## まえがき

昭和 43 年開通の東名高速道路や平成 27 年開通の首都圏中央連絡自動車道(圏央道)を始め、国道 129 号、246 号、412 号などの市内を走る広域幹線道路は、交通結節の優位性を示しており、今日における本市の経済基盤の発展及びその活性化に大きく寄与してきました。

また、高規格幹線道路等の整備も順調に進み、将来的には 7 つのインターチェンジ(IC)が設置されるなど、広域的な道路ネットワークが着実に形成されています。

そうした中、本市では、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)により、これまで 10 次 50 年にわたる厚木市交通安全計画を策定し、関係機関・団体等の連携の下、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、市内の交通事故件数は、ピークであった平成 12 年の 2,691 件と比較すると、令和 2 年は 706 件と 4 分の 1 程度まで減少しております。これは、関係機関・団体を始めとする市民総ぐるみで、交通事故の防止やセーフコミュニティの推進に取り組んだ成果であり、交通事故対策は一定の効果があったと考えられます。

しかしながら、悲惨な交通事故は依然としてなくなり、全国に目を向けると、平成 31 年に東京都豊島区で発生した高齢運転者による暴走事故や、令和元年に滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故、令和 3 年に千葉県八街市で発生した飲酒運転により小学生が犠牲となった事故等、大変痛ましい事故が後を絶たず、特に、次代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていくことが重要です。

本市の交通事故の特徴は、高齢者の人口増加に伴う高齢運転者が関係する事故や、自転車に関係する事故の割合が高い状態にあり、今後、運転マナーやモラルの低下などから、交通事故が増加する可能性も否定できません。

交通事故は、被害者と加害者双方の幸せな人生を一瞬にして狂わせてしまうことから、交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人一人が自らの問題として捉え、取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、交通安全対策全般にわたる施策を定めるとともに、交通事故のない安心・安全なまちづくりの実現に向けて総合的・長期的な交通安全対策を、市民協働により一層強力に推進しなければなりません。

このため、「厚木市交通安全推進計画」は、交通安全対策基本法第 26 条の規定により、神奈川県が定めた「第 11 次神奈川県交通安全計画」に基づき、「事故やけがは偶然の結果ではなく予防できる」というセーフコミュニティの理念の下、より実効性のある具体的な施策を示し、本市に即した内容として、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。



# 目 次

## 第1章 厚木市交通安全推進計画について

第1節 策定に当たって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2節 策定の背景	2
1 交通事故の推移	2
2 交通事故等の現状及び課題	3
第3節 計画の目標	8
1 第10次厚木市交通安全計画の振り返り	8
2 厚木市交通安全推進計画の目標	10
3 個別目標	11
4 個別目標に対する取組と目標値	12
第4節 施策と具体的な取組	14
コラム セーフコミュニティ～市民協働で取り組む「安心・安全なまち」～	16
第2章 交通安全施策の推進について	
第1節 柱1 交通安全思想の普及徹底	18
第2節 柱2 道路・交通環境の整備	27
第3節 柱3 救助・救急活動等の充実	37
第3章 推進体制	
第1節 計画の推進に向けた役割	39
第2節 進行管理	41
資料編	42





# 第1章 厚木市交通安全推進計画について

## 第1節 策定に当たって

### 1 計画の趣旨

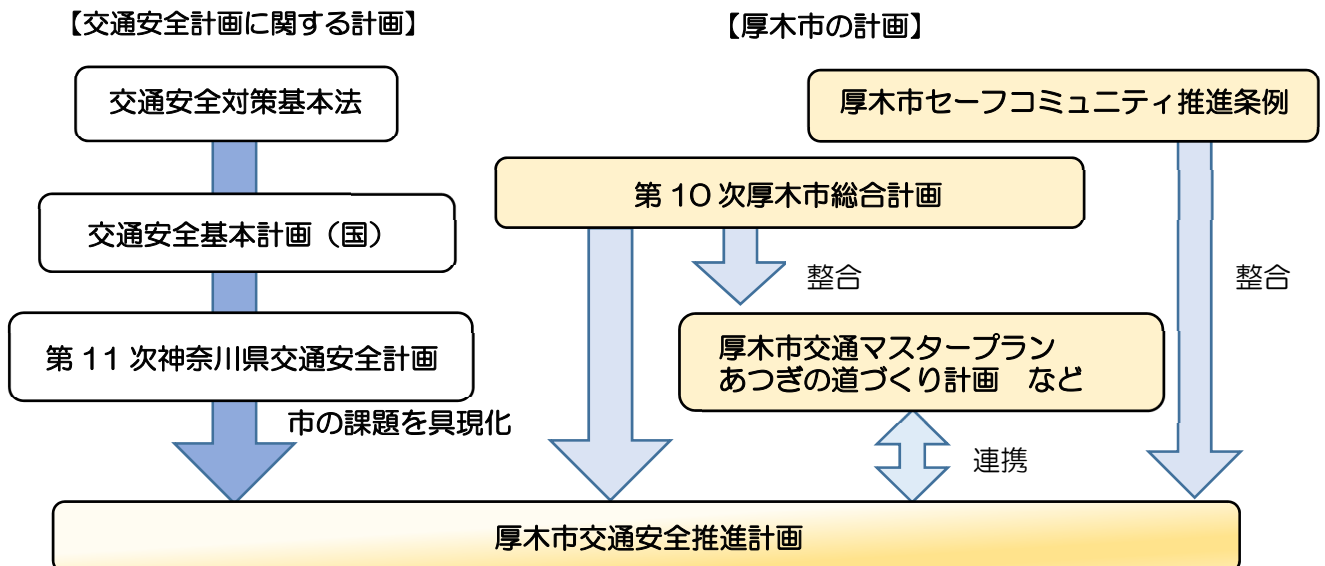
本市では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）により神奈川県が策定した「神奈川県交通安全計画」に基づき、これまで10次50年にわたる厚木市交通安全計画を策定し、交通安全対策に取り組んできました。しかし、悲惨な交通事故は後を絶たないことから、より実効性のある対策が強く求められています。

今回新たに策定する厚木市交通安全推進計画は、本市の特徴的な取組であるセーフコミュニティの理念（事故やけがは偶然の結果ではなく予防できる）の下、より具体的な施策を示し、誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる交通事故のないまちを目指すものです。

### 2 計画の位置付け

厚木市交通安全推進計画は、交通安全対策基本法による第11次神奈川県交通安全計画に基づくとともに、本市の最上位計画である第10次厚木市総合計画と整合を図り、厚木市交通マスタープランやあつぎの道づくり計画等と連携し、セーフコミュニティの理念を取り入れながら策定するものです。

<厚木市交通安全推進計画と総合計画等との関係>



### 3 計画の期間

厚木市交通安全推進計画は、令和4年度から令和8年度まで5年間を計画期間とします。

## 第2節 策定の背景

### 1 交通事故の推移

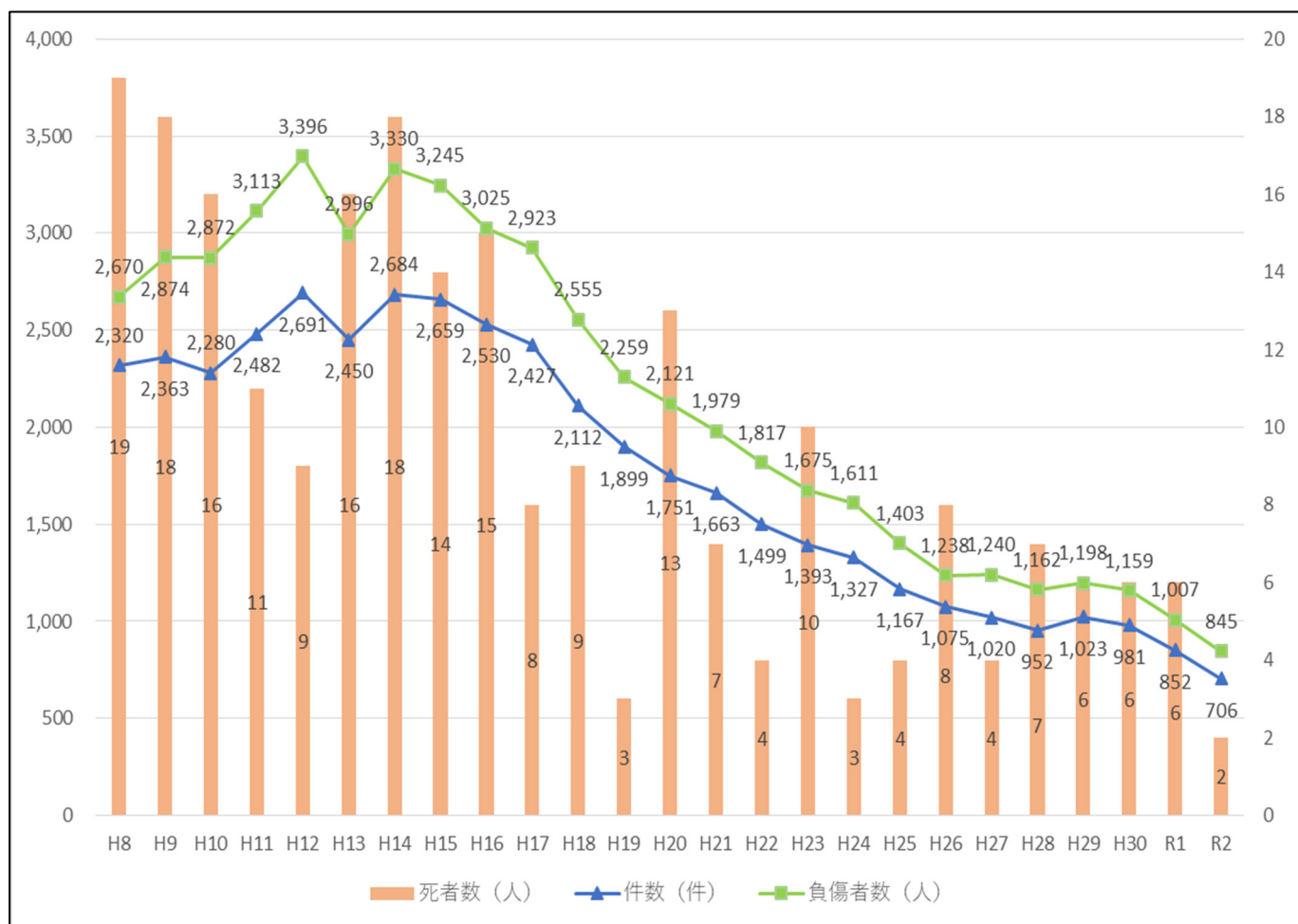
本市の交通事故状況をみると、交通事故件数及び負傷者数がともに多かった年は、平成12年で交通事故件数2,691件、負傷者数は3,396人でした。

その後、平成13年に一時減少するものの、平成14年には交通事故件数2,684件、負傷者数3,330人とピーク時と同程度となりましたが、以降徐々に減少し、平成28年には、初めて交通事故件数が1,000件を下回りました。

平成29年に一時増加するものの減少を続け、令和2年は、交通事故件数706件、負傷者数845人と過去最少を記録しました。

交通事故死者数については、平成8年が19人と最も多く、平成12年まで毎年減少し、平成13年に増加に転じるものの再び減少し、平成19年には平成8年の6分の1の水準まで減少しました。その後、一時的に増加と減少を繰り返しますが、平成24年からは、3人から8人の間で推移しており、令和2年には過去最少の2人となりました。

厚木市の交通事故件数の推移



## 2 交通事故等の現状及び課題

本市の過去5年間の交通事故発生状況をみると次のような特徴があります。

本計画の策定に当たっては、前計画の取組状況を踏まえ、近年の市内交通事故状況などから、次のとおり具体的な課題を抽出しました。

また、課題については、より重点的に取り組むべき重点項目としました。

### (1) 高齢者の交通事故防止

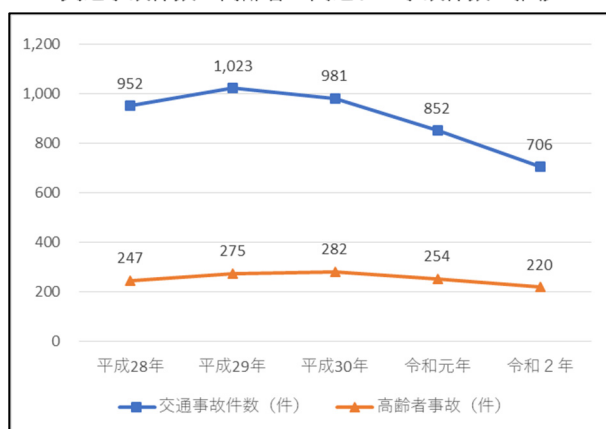
過去5年間における市内交通事故件数は4,514件で、うち高齢者（65歳以上）が関連する交通事故は1,278件発生し、全体の約4分の1を占めており、また、本市は、平成29年度から4年連続で県から高齢者交通事故多発地域に指定されています。

交通事故件数と高齢者が関連する事故件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
交通事故件数（件）	952	1,023	981	852	706	4,514
高齢者事故（件）	247	275	282	254	220	1,278
割合	25.9%	26.9%	28.7%	29.8%	31.2%	（平均）28.3%

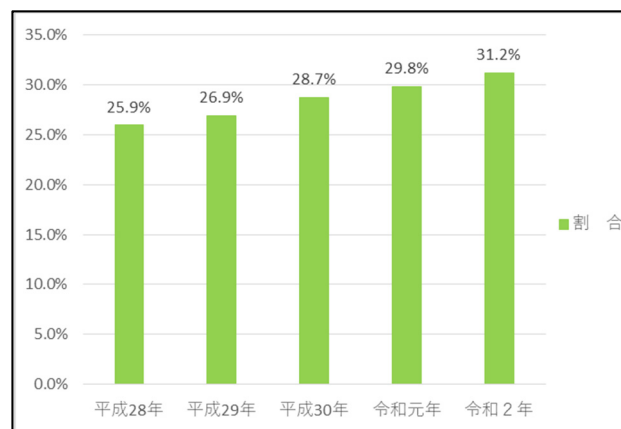
※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数と高齢者が関連する事故件数の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数に占める高齢者が関連する事故の割合の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

高齢者の交通事故は、加齢による心身の様々な変化が、歩行や車両を運転する際の行動に影響を及ぼすことが原因の一つと考えられます。本人や周囲が高齢者の特性について理解を深め、交通事故の当事者にならないよう高齢者の交通事故防止対策に積極的に取り組む必要があります。

## (2) 子どもの交通事故防止

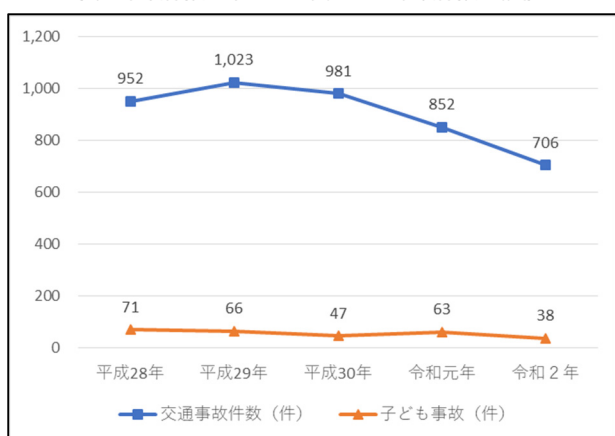
過去5年間における子ども（中学生以下）が関連する交通事故は285件であり、全体の約15分の1（約6.3%）に当たります。

交通事故件数と子どもが関連する交通事故件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
交通事故件数（件）	952	1,023	981	852	706	4,514
子ども事故（件）	71	66	47	63	38	285
割合	7.5%	6.5%	4.8%	7.4%	5.4%	(平均) 6.3%

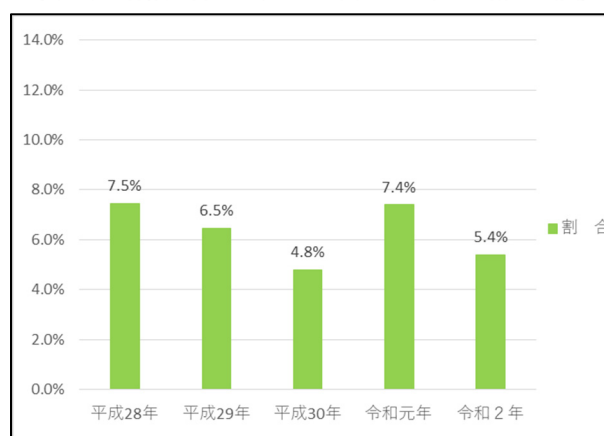
※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数と子どもが関連する事故件数の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数に占める子どもが関連する事故の割合の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

子どもが関連する事故は、重大事故につながりやすく、安心して子どもを産み育てることができる『子育て環境日本一』を目指す本市としては、次代を担う子どもの交通事故を未然に防止するため、通学路や生活道路等、子どもが移動する経路の交通環境整備を推進するとともに、地域で子どもを見守っていく取組や、交通安全思想の普及徹底等について積極的に推進する必要があります。

### (3) 自転車の交通事故防止

過去5年間における自転車が関連する交通事故件数は982件で、全体の約5分の1を占めており、そのうちの約8割に道路交通法の違反があることが分かっています。

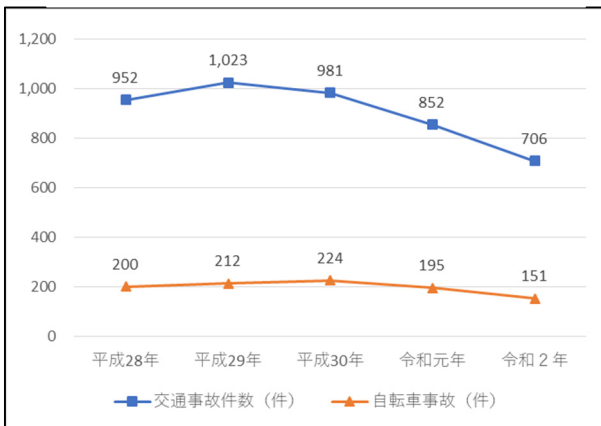
また、交通事故による死者数27人のうち、自転車が関連する事故による死者数は5人で、全体の約5分の1に上ります。

交通事故件数と自転車が関連する事故件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
交通事故件数(件)	952	1,023	981	852	706	4,514
自転車事故(件)	200	212	224	195	151	982
割合	21.0%	20.7%	22.8%	22.9%	21.4%	(平均) 21.8%

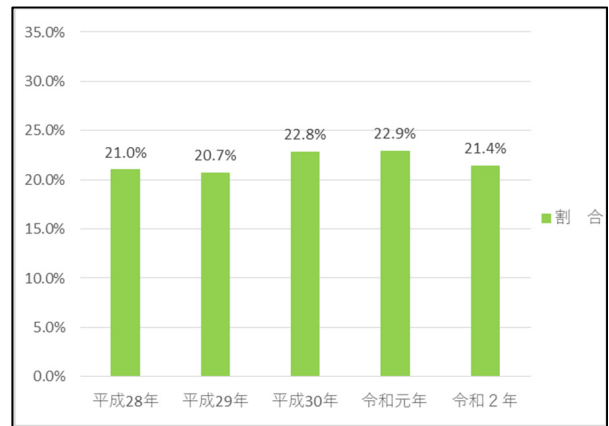
※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数と自転車が関連する事故件数の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数に占める自転車が関連する事故の割合の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

### 自転車事故原因別発生状況（平成28年～令和2年）

原因	違反が関連する事故					小計	違反無し	合計
	安全運転義務違反	交差点安全運転義務違反	指定場所一時不停止	通行区分	その他			
第1当事者(件)	44	37	25	5	23	134	0	134
第2当事者(件)	146	419	24	34	24	647	201	848
合計(件)	190	456	49	39	47	781	201	982
割合	19.3%	46.4%	5.0%	4.0%	4.8%	79.5%	20.5%	100.0%

※出展：厚木警察署統計を基に作成

※第1当事者：最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者のこと。

また過失が同程度の場合には、人身損傷程度が軽い者のこと。

※第2当事者：当事者の中で第1当事者の次に過失が重い者のこと。

本市には7つの高校（通信制を除く）があり、自転車の交通事故は、高校生に多く発生しているとともに、救急統計の分析の結果、自転車の交通事故による外傷部位は、頭部や顔部が多く、頭部の場合、重傷や死亡事故につながる危険性があります。

さらには、平成27年度、平成28年度、令和2年度は、県から自転車交通事故多発地域に指定され、また、令和元年度の市民意識調査では、「5年前より自転車のマナーが悪くなった」とする回答が3割を超えていることから、自転車ヘルメットの着用の更なる推進を始め、自転車利用者への交通ルールの遵守やマナー向上に、積極的に取り組む必要があります。

#### 令和元年度市民意識調査結果

まちづくり全般の変化－良くなったもの、変わらないもの、悪くなったもの

(n=1,397)

(上位5項目)

(%)

順位	良くなった		変わらない		悪くなった	
1	①子育てへの支援	39.6	⑩地球温暖化防止や環境美化の対策	71.8	⑤自転車のマナー	31.5
2	⑦健康増進の対策や支援	25.1	⑩市民協働の推進	71.3	⑯企業・商業の活性化	29.8
3	②福祉サービスの充実	24.5	③災害に強い都市環境	69.5	⑮交通渋滞の緩和対策	17.8
4	④地域の防災対策	19.0	⑪河川など水辺空間の活用 ⑰地域資源を活用した観光振興	68.9	⑥犯罪や非行の防止	16.7
5	⑭安全な道路整備	18.0			⑰地域資源を活用した観光振興	10.2

※出展：令和元年度市民意識調査結果

令和元年度に実施した市民意識調査において、厚木市内に5年以上住んでいると答えた1,397人に、5年前と比べたまちづくり全般の変化について19項目に分けて聞いたところ、「悪くなった」という回答が最も高かったのは「自転車のマナー」(31.5%)で、3割を超えています。

#### (4) 二輪車の交通事故防止

過去5年間における二輪車が関連する交通事故は 1,058 件であり、全体の約5分の1を占めています。

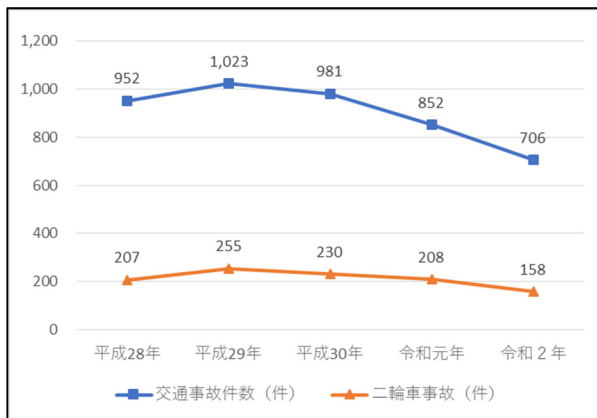
また、二輪車が関連する交通事故による死者数は9人で、全体の約3分の1に上ります。

交通事故件数と二輪車が関連する事故件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
交通事故件数 (件)	952	1,023	981	852	706	4,514
二輪車事故 (件)	207	255	230	208	158	1,058
割合	21.7%	24.9%	23.4%	24.4%	22.4%	(平均) 23.4%

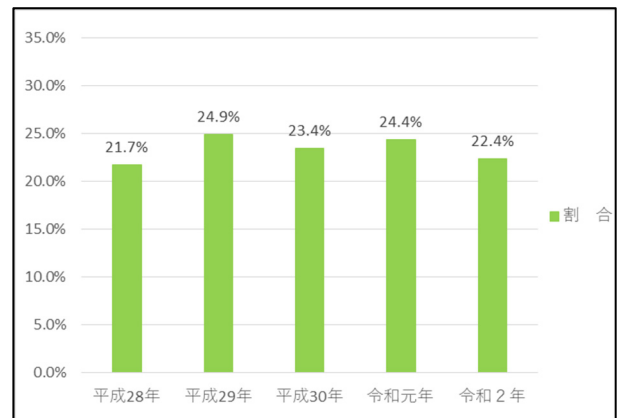
※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数と二輪車が関連する事故件数の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

交通事故件数に占める二輪車が関連する事故の割合の推移



※出展：厚木警察署統計を基に作成

二輪車が関連する交通事故は、重大事故につながりやすく、事故を未然に防止するため、二輪車の安全運転に関する意識の高揚を図るとともに、広報啓発活動を更に推進する必要があります。

#### (5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、故意的で悪質かつ危険な犯罪ですが、未だに根絶には至っておらず、過去5年間における飲酒運転による交通事故は、40件発生しています。

飲酒運転は、重大事故につながる危険性が高いため、地域、職場等における飲酒運転根絶の取組を更に推進する必要があります。

飲酒運転による交通事故件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
飲酒運転事故 (件)	3	8	10	13	6	40

※出展：厚木警察署統計を基に作成



## 第3節 計画の目標

### 1 第10次厚木市交通安全計画の振り返り

前計画である第10次厚木市交通安全計画期間中の5年間の取組内容としては、交通事故防止を図るため、交差点の拡幅工事や巻き込み防止ポール設置、路面標示や※カラー舗装など道路交通環境の整備を実施したほか、厚木警察署をはじめ、交通関係団体や自治会等と連携し、各季における交通安全運動や5月の9都県市一斉自転車マナーアップキャンペーン強化月間、12月の飲酒運転根絶強化月間など、交通安全運動期間を中心とした啓発活動を実施し、市民総ぐるみによる安心・安全なまちづくり活動を展開しました。

また、自転車事故が多いことから、事故の減少を図るため、自転車通行帯の整備など、自転車の走行環境を整序化する工事を継続的に実施したほか、更なる自転車のマナー向上を図るため、自転車等駐車場でのキャンペーン、中学校や高校における※スケアード・ストレイト交通安全教室、※自転車シミュレーターの活用など、各種啓発事業を実施しました。

このほか、交通安全教室では、幼児や小学校低学年への歩行実技、小学校3年生以上を対象とした、トラックの死角体験や自転車実技講習、中・高校生に対しては、自転車の交通ルールや、高額賠償を事例とした加害者としての交通事故について、また、高齢者へは、歩行時や運転時の加齢に伴う身体機能の変化による注意点など、各世代に応じた内容で実施しました。

その結果、本市では、平成28年に952件発生していた交通事故が、令和2年には過去最少となる706件まで減少しました。これは、交通安全思想の普及啓発、道路交通環境の整備等の交通安全に係る諸施策が効果を発揮したことはもとより、車両の安全性の向上、市民総ぐるみによる啓発活動など、様々な要因により減少したものと考えられます。

※カラー舗装：路面の着色により視認性を強調するための舗装のこと。

※スケアード・ストレイト交通安全教室：スタントマンが自転車と自動車、人と自動車などの交通事故を実演することで、学習者に恐怖を実感させ、事故につながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる教育方法のこと。

※自転車シミュレーター：自転車の交通ルールとマナーを分かりやすく伝え、道路で起こる危険な場면을疑似体験することにより、危険予測・回避力を高めることを目的とした交通安全教育機器のこと。

【第 10 次厚木市交通安全計画における目標】

**目標 1 交通死亡事故ゼロを目指す**

目標 1 交通死亡事故ゼロについては、平成 28 年は 7 件、平成 29 年から令和元年までは各年 6 件、令和 2 年は 2 件の交通死亡事故が発生し、いずれの年も目標の達成には至りませんでした。

**目標 2 年間の事故発生件数（人身事故）を 800 件以下にすることを旨す**

目標 2 交通事故発生件数の減少については、平成 28 年は 952 件、平成 29 年は 1,023 件、平成 30 年は 981 件、令和元年は 852 件、令和 2 年は 706 件の交通事故が発生しました。

平成 29 年に交通事故件数は増加しましたが、平成 30 年以降は年々減少し、令和 2 年は過去最少の 706 件となり、目標を達成しました。

第 10 次厚木市交通安全計画期間内における交通事故発生状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	合 計
交通事故件数（件）	952	1,023	981	852	706	4,514
死者数（人）	7	6	6	6	2	27
負傷者数（人）	1,162	1,198	1,159	1,007	845	5,371

※出展：厚木警察署統計を基に作成



歩道拡幅改良工事



歩道上の自転車通行可標識整備



小学生交通安全教室



自転車シミュレーター

## 2 厚木市交通安全推進計画の目標

交通事故の現状及び第 10 次厚木市交通安全計画の振り返りを踏まえると、交通事故件数及び死者数は、着実に減少していることから、これまでの取組については、一定の成果が出ていると考えられます。そのため第 10 次厚木市交通安全計画の方向性を継続するとともに、更なる交通事故の減少に向け、2つの目標を掲げます。

また、本計画の上位計画である第 10 次厚木市総合計画における成果指標についても、目標値の達成を目指します。

### 目標 1 年間交通死亡事故ゼロ

本市の交通死亡事故数は、令和 2 年の 2 件が最少であり、年間交通死亡事故ゼロは一度も達成できておらず、第 10 次厚木市交通安全計画期間中の平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間で 27 人もの尊い命が交通事故により失われました。

悲惨な交通事故を 1 件でも減らすべく、引き続き、年間交通死亡事故ゼロを目標とします。

### 目標 2 年間交通事故件数の減少 (令和 8 年までに 618 件以下)

交通事故件数は年々着実に減少しておりますが、更なる交通事故の減少に向け、令和 8 年までに年間交通事故件数を 618 件以下へ減少させることを目標とします。

なお、この目標値については、第 10 次厚木市総合計画における基本施策に対する成果指標の目標値と整合を図っており、令和 8 年までに達成した場合は、目標値の見直しの検討を行います。

## 第 10 次厚木市総合計画における基本施策に対する成果指標

指標名	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
交通安全の取組が進んでいると思う市民の割合	40.4%	52.4%
自転車の安全のために心掛けていることがある市民の割合	53.2%	65.2%
交通事故発生件数 (暦年)	852 件 (令和元年)	618 件

### 3 個別目標

重点項目としてあげた高齢者、子ども、自転車、二輪車が関連する交通事故の防止については、過去5年間の交通事故発生状況から次のとおり個別目標を掲げます。

なお、飲酒運転による交通事故については、ゼロを目指します。

#### 個別目標 1 高齢者が関連する交通事故割合の減少

交通事故全体に占める 高齢者が関連する交通事故の割合	計画期間における目標値
5年間（平成28～令和2年） 年間平均 28.3%	5年間（令和4年～令和8年） 年間平均 <u>28.3%以下</u>

#### 個別目標 2 子どもが関連する交通事故割合の減少

交通事故全体に占める 子どもが関連する交通事故の割合	計画期間における目標値
5年間（平成28～令和2年） 年間平均 6.3%	5年間（令和4年～令和8年） 年間平均 <u>5.3%以下</u>

#### 個別目標 3 自転車が関連する交通事故割合の減少

交通事故全体に占める 自転車が関連する交通事故の割合	計画期間における目標値
5年間（平成28～令和2年） 年間平均 21.8%	5年間（令和4年～令和8年） 年間平均 <u>20.8%以下</u>

#### 個別目標 4 二輪車が関連する交通事故割合の減少

交通事故全体に占める 二輪車が関連する交通事故の割合	計画期間における目標値
5年間（平成28～令和2年） 年間平均 23.4%	5年間（令和4年～令和8年） 年間平均 <u>20.9%以下</u>

#### 個別目標 5 飲酒運転による交通事故ゼロ

飲酒運転による交通事故件数	令和8年までの目標値
5年間（平成28～令和2年） 平均 8件	年間 0件

#### 4 個別目標に対する取組と目標値

交通安全施策における取組の成果を明確にするため、主な取組とその目標値を設定します。

##### 個別目標1 高齢者が関連する交通事故割合の減少に関する取組とその目標値

取組名	現状値	目標値 (令和8年度)
<b>高齢者向け交通安全教室の実施回数・人数</b> ・シルバードライビングスクール ・高齢者交通安全教室 等	2回 40人 (令和元年度)	9回 180人
<b>高齢者事故防止運動における啓発実施箇所・人数</b> ・民間交通監視所 ・高齢者セーフティアドバイズ事業 等	30箇所 5,697人 (令和元年度)	30箇所 6,500人

##### 個別目標2 子どもが関連する交通事故割合の減少に関する取組とその目標値

取組名	現状値	目標値 (令和8年度)
<b>子ども向け交通安全教室の実施回数・人数</b> ・幼児交通安全教室 ・小学生交通安全教室 ・夏休み母と子の交通安全教室 等	59回 8,102人 (令和元年度)	65回 8,470人
<b>小学生における自転車用ヘルメット着用割合</b>	78.6% (令和2年度)	82.0%

##### 個別目標3 自転車に関連する交通事故割合の減少に関する取組とその目標値

取組名	現状値	目標値 (令和8年度)
<b>自転車交通安全教室の実施回数・人数</b> ・自転車マナーアップ教室 ・スクエアード・ストレイト交通安全教室 ・自転車シミュレーターを使用したイベント 等	13回 3,295人 (令和元年度)	17回 3,800人
<b>自転車啓発キャンペーン実施回数・啓発人数</b> ・駐輪場キャンペーン ・自転車街頭点検 等	6回 408人 (令和元年度)	12回 800人

#### 個別目標4 二輪車が関連する交通事故割合の減少に関する取組とその目標値

取組名	現状値	目標値 (令和8年度)
<b>二輪車交通安全教室等の実施回数・人数</b> ・二輪車講習会 ・二輪車街頭点検 等	6回 138人 (令和元年度)	8回 150人
<b>二輪車啓発キャンペーン実施回数・啓発人数</b> ・駐輪場キャンペーン ・広報紙への掲載 等	2回 300人 (令和元年度)	8回 1,200人

#### 個別目標5 飲酒運転による交通事故ゼロに関する取組とその目標値

取組名	現状値	目標値 (令和8年度)
<b>飲酒運転根絶に係る啓発実施箇所・人数</b> ・飲酒運転追放夜間街頭監視所 ・民間交通監視所 ・事業所等へのチラシ配布 等	30箇所 9,000人 (令和元年度)	33箇所 12,000人
<b>ハンドルキーパー運動等の実施回数・人数</b> ・ハンドルキーパー運動 等	2回 120人 (令和元年度)	3回 180人



## 第4節 施策と具体的な取組

交通事故の発生件数や交通事故死者数を減らすためには、ハード面、ソフト面の両面からの取組を進める必要があります。

5つの課題に対しては、「人優先」の交通安全思想を基本として、交通社会を構成する「人」「交通機関」「交通環境」の要素が相互に関連していることを考慮しながら、次の3つを柱とし、適切かつ効果的な取組を実施します。

なお、これらは、※持続可能な開発目標SDGsの17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の主に4つの目標と関連するものです。

### 柱1 交通安全思想の普及徹底



施策		具体的な取組	
①	セーフコミュニティの推進	(1)	セーフコミュニティの推進
②	世代別の交通安全教育	(1)	幼児に対する交通安全教育
		(2)	小学生に対する交通安全教育
		(3)	中学生に対する交通安全教育
		(4)	高校生に対する交通安全教育
		(5)	成人に対する交通安全教育
		(6)	高齢者に対する交通安全教育
③	交通安全に関する普及啓発活動の推進	(1)	交通安全市民運動の推進
		(2)	高齢者事故防止運動の推進
		(3)	自転車の安全利用の促進
		(4)	二輪車交通事故防止運動の推進
		(5)	自動車の安全運転の促進
		(6)	飲酒運転根絶運動の推進
		(7)	自転車損害賠償責任保険の加入促進
		(8)	すべての座席におけるシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底
		(9)	反射材の普及促進
		(10)	効果的な広報の実施
		(11)	その他の普及啓発活動の推進
④	交通安全に関する団体の主体的活動の推進	(1)	交通安全対策協議会における各種団体との連携

※持続可能な開発目標SDGs：2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。

## 柱2 道路・交通環境の整備



施策		具体的な取組	
①	安心・安全な歩行空間の整備	(1)	生活道路における交通安全対策の推進
		(2)	通学路における危険箇所の点検
		(3)	通学路の交通安全施設の整備
②	道路ネットワークの整備と幹線道路における交通安全対策の推進	(1)	歩行空間の整備
		(2)	適切に機能分担された道路網の整備
		(3)	改良による道路・交通環境の改善
		(4)	踏切事故防止対策の推進
		(5)	国道・県道管理者との連携強化
③	交通安全施設等整備事業の推進	(1)	事故多発地点の重点的整備
		(2)	交通安全施設等の適切な維持管理
		(3)	道路・交通環境整備への地域情報の活用
④	公共交通の利便性向上	(1)	公共交通の充実・利用促進
		(2)	高齢者等の移動手段の確保・充実
		(3)	危険なバス停留所及びその周辺の安全性確保対策
⑤	自転車利用環境の整備	(1)	自転車走行空間の整備
		(2)	自転車等駐車場の整備
		(3)	サイクルアンドバスライドの適正管理
⑥	災害に備えた道路・交通環境の整備	(1)	避難と復旧を支える道路の整備
		(2)	狭あい道路の整備促進
		(3)	無電柱化の推進
⑦	総合的な駐車対策の推進	(1)	自動車駐車場の整備
		(2)	自転車等の放置防止対策
		(3)	違法駐車を排除する気運の醸成・高揚
⑧	交通安全に寄与する道路・交通環境の改善	(1)	道路の不法占用の防止対策
		(2)	子どもの遊び場等の確保

## 柱3 救助・救急活動等の充実



施策		具体的な取組	
①	救助・救急体制の整備	(1)	救助体制の整備・充実
		(2)	救急活動における応急処置等の充実
		(3)	救助資機材・救急資器材整備の促進
		(4)	救助・救急隊員の教育訓練の充実
②	市民や事業者との連携	(1)	応急手当の普及促進
③	交通事故被害者等に対する支援	(1)	交通事故被害者等に対する支援



## コラム セーフコミュニティ ～市民協働で取り組む「安心・安全なまち」～

本市のセーフコミュニティの導入は、平成20年ですが、当時は、少子・高齢化の急激な進展、市民の価値観やニーズの多様化、地域コミュニティにおける絆の希薄化、地方分権の進展に伴う住民の自治意識の高まりなど、市民の生活基盤構造や環境条件の大きな変革期を迎えていました。

市民生活の安心・安全をめぐるっては、特に、①交通事故や子どもの安全を脅かす事案等の「事件事故の予防」、②事件等に巻き込まれる不安の「体感治安不安感の改善」、③良好な近隣社会生活環境をつくる「コミュニティの絆の再生」の3つについて、市民から高い関心が寄せられ、市の最重要課題となっていました。

このような中、これらの課題を解決する手法として取り入れた制度が、WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証「セーフコミュニティ」です。

セーフコミュニティの取組を宣言し、地域診断等を経て8つの課題を抽出した上で、8つの対策委員会を設置しました。安心して安全に暮らすことのできるまちの実現に向け、市民協働で取り組みを継続した結果、犯罪や交通事故件数の大幅減少など、大きな成果を挙げています。

本市は、平成22年にセーフコミュニティ認証都市になり、平成27年には再認証を取得、令和3年には3度目の認証を取得し、「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できる」という理念の下、世界基準の安心・安全なまちづくりに向けて着実に歩みを進めています。

交通安全の分野においては、「交通安全対策委員会」と「自転車生活の安全委員会」の2つの対策委員会を設置し、交通安全教室や民間交通監視所、自転車用ヘルメット着用運動などの取組を進めており、交通事故件数の減少や、小学生における自転車用ヘルメット着用割合の向上など、成果が表れてきています。



### セーフコミュニティとは

「事故やけがは予防できる！」という考えから、安心して安全に暮らせるまちをみんなで作ろうという取組です。

## 自転車用ヘルメット着用運動における成果

	内 容	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
活動実績	自転車用ヘルメット購入助成件数	1,928件	1,730件	1,551件	1,566件	1,642件
短期的指標	自転車用ヘルメット購入者数(助成利用)	1,928人	1,730人	1,551人	1,566人	1,642人
中期的指標	小学生ヘルメット着用割合 (年1回アンケートを実施)	68.9%	73.7%	78.2%	78.8%	78.6%
長期的指標	自転車事故による頭部・顔部外傷割合 【救急統計(厚木市消防本部)】	36.7%	37.0%	33.9%	33.1%	31.3%

※出展：セーフコミュニティ認証審査資料



## 第2章

# 交通安全施策の推進について

### 第1節 柱1 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重と、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全に貢献できる社会性を育成するために重要な意義があります。

このため家庭、学校、職場、地域で心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育が効果的に行われるよう、関係機関・団体相互の連携を強化し、幼児から高齢者までの年齢段階に応じた世代別の交通安全教育の推進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響は、市民のライフスタイルや交通行動へも影響することから、新しい生活様式に対応した教育方法を検討し、取り組みます。

幼児に対する教育は、生涯にわたる交通安全教育の出発点であり、その後の人間形成の基礎を培うための重要な役割を担うことから、幼稚園・保育所等の関係機関、交通関係団体と連携し効果的な交通安全教育を推進します。

また、高齢化の急速な進展による高齢者の社会参加の増加などに対応するため、高齢者の行動特性に配慮した交通安全教育を推進します。

さらに、「事故は偶然の結果ではなく予防できる」というセーフコミュニティの理念の下、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあう気運を作り出すとともに、家庭において交通安全、交通ルールの遵守及びマナーの向上について家族で考え、話し合うことで交通安全意識の向上を図る等、市民協働による効果的な交通安全教育・普及啓発活動の推進に努めます。

#### ① セーフコミュニティの推進

「事故は偶然の結果ではなく予防できる」というセーフコミュニティの理念に基づき、交通事故の未然防止のための啓発活動等を行います。

#### 施策No. 1-①-(1) セーフコミュニティの推進

交通事故の未然防止のための啓発活動を行うとともに、地域におけるセーフコミュニティ活動の活性化に向けて、地域の課題抽出や対策などを行う研修会などに対し、支援を行います。

- ◆交通安全教室の実施
  - ◆地域における研修会などの開催
  - ◆自転車用ヘルメット着用アンケートの実施
  - ◆ホームページ、広報紙等を活用した広報啓発活動
- 【セーフコミュニティくらし安全課】【交通安全課】





## ② 世代別の交通安全教育

子どもから大人まで幅広い層を対象にすき間のない交通安全教育を行います。

### 施策No. 1-②-(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する姿勢を身に付けさせるとともに、日常生活において必要な基本的技能と知識を習得させることを目標とします。

- ◆幼稚園や保育所における交通安全教室の実施
  - ◆保護者や地域の大人等が交通安全の「ひとこえ」をかける環境の推進
  - ◆交通安全教育教材のビデオ上映や、動画等を活用した交通安全教育
- 【交通安全課】【保育課】



### 施策No. 1-②-(2) 小学生に対する交通安全教育

市内の各小学校と連携し、学級活動や学校行事等の学習活動を通して交通安全教育の充実を図ります。

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者や自転車利用者として必要な技能と知識の習得により道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、事業者等と連携し、トラックを活用した交通安全教室を実施することにより、内輪差や死角体験等を通じ交通安全への一層の知識の習得に努めます。

- ◆新入学児童を対象とした道路の安全な歩き方を学ぶ交通安全教室の実施
  - ◆安全な自転車の乗り方を学ぶ交通安全教室の実施
  - ◆自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の実施
  - ◆事業者との連携によるトラックを活用した交通安全教室の実施
  - ◆新任教諭を対象とした交通安全教室の実施
- 【交通安全課】【教育指導課】【教育研究所】



市内の各中学校と連携し、学級活動や学校行事等の学習活動を通して交通安全教育の充実を図ります。

中学生に対する交通安全教育は、社会に対する関心も深まることから、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するため必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく周りの人々の安全にも配慮できる人材の育成を目標とします。

- ◆安全な自転車の乗り方を学ぶ交通安全教室の実施
  - ◆自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の実施
  - ◆スタントマンによる事故再現「スケアード・ストレイト教育技法」を活用した交通安全教室の実施
  - ◆新任教諭を対象とした交通安全教室の実施
- 【交通安全課】【教育指導課】【教育研究所】



市内の各高等学校と連携し、交通安全教室や啓発活動を実施します。

高校生に対する交通安全教育は、生徒の自立心が高まると同時に、二輪車等に対する関心が高まり、また、運転する生徒もいることから、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために必要な知識を習得し、交通社会の一員として責任を持って行動できる健全な社会人の育成を目標とします。

また、交通ルールとマナーの重要性と事故の責任の重さを訴え、被害者にも加害者にもならないような交通事故防止の意識啓発を行います。

- ◆自転車マナーアップキャンペーン及び交通安全教室の実施
  - ◆自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の実施
  - ◆スタントマンによる事故再現「スケアード・ストレイト教育技法」を活用した交通安全教室の実施
- 【交通安全課】



成人に対する交通安全教育は、運転者に対して社会的責任の自覚、安全運転に対する再認識を図るとともに、特に、危険予知や回避能力の向上、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識や交通マナーの向上を目標とします。

また、関係機関と連携し、各種広報物の作成・配布や、交通安全イベント等において、より多くの市民に対して効果的な啓発が行えるよう取り組みます。

- ◆交通安全教室の実施
  - ◆※民間交通監視所の設置
  - ◆自動車安全運転競技大会の実施
  - ◆キャンペーンや広報紙等による啓発・周知活動
- 【交通安全課】



※民間交通監視所：市内 15 地区の主要道路に『民間交通監視所』の看板を掲出し、テントを設置して、交通監視を実施するとともに、啓発物品等の配布により、交通事故防止を呼びかける活動のこと。

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解し、道路や交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキルと交通ルールなどの知識の習得を目標とします。

- ◆交通安全教室の実施
  - ◆※シルバードライビングスクールの実施
  - ◆キャンペーン等による啓発活動
- 【交通安全課】【介護福祉課】【健康長寿推進課】

※シルバードライビングスクール：高齢運転者による交通事故を防止することを目的とした、65 歳以上の運転者を対象とした安全運転講習会のこと。



### ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

他者への思いやりの精神を育むことができるよう、あらゆる機会や広報媒体を活用し、市民の心に訴える啓発活動を行います。

#### 施策No. 1-③-(1) 交通安全市民運動の推進

市民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、市民参加による取り組みを推進するため、市、厚木市交通安全対策協議会の構成機関・団体等が相互に連携して、交通安全運動を組織的かつ継続的に展開します。

交通安全運動の重点としては、高齢者や子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間・薄暮時における交通事故防止、二輪車・自転車の交通事故防止、違法駐車及び放置自転車・バイクの追放、暴走族の追放、飲酒運転の根絶等の目標を設定し、取り組みます。

- ◆春・夏・秋・年末の各季の交通安全運動を展開し、各強化月間における運動の推進
  - ◆市民総ぐるみの推進体制の強化
- 【交通安全課】



#### 施策No. 1-③-(2) 高齢者事故防止運動の推進

高齢運転者の増加や高齢者の社会参加への機会の増大と活発化により、高齢者の事故件数は、今後更なる増加が予測されることから、加齢による身体機能の変化についての自覚を促すとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進するため、高齢者交通事故防止運動による様々な取組について、年間を通じて推進します。

- ◆キャンペーン等による啓発活動
  - ◆外出時における※反射材利用の促進
  - ◆交通安全教室の実施
  - ◆高齢運転者標識の普及
  - ◆運転免許証自主返納制度の周知
- 【交通安全課】【健康長寿推進課】【介護福祉課】

※反射材：どのような方向・角度から入射した光も光源に向かってそのまま反射するように作られた製品。主に道路交通の安全向上・安全対策の目的で利用されることが多い。



自転車利用者の歩行者に配慮した通行、車道の右側通行の禁止、無灯火走行の防止、傘さし運転やスマートフォン・イヤホン等の使用による危険性等、自転車交通ルールの周知を積極的に図ります。

また、「厚木市自転車利用促進条例」に基づく、幼児・児童の自転車用ヘルメットの着用義務の周知など、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動により、交通マナーの向上と自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為の防止を推進します。

◆※「自転車安全利用五則」の活用等

による自転車交通ルールの周知・徹底

◆※自転車マナーアップ運動の推進

◆幼児・児童の自転車用ヘルメットの着用義務の周知

◆※TSマークの普及、自転車損害賠償保険への加入促進

◆自転車街頭点検の実施

【交通安全課】【都市計画課】



※自転車安全利用五則：「自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「車道は左側を通行」、「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「安全ルールを守る」、「子どもはヘルメットを着用」

※自転車マナーアップ運動：登下校時における高校生等の交通ルール遵守と交通マナー向上を図るとともに、交通事故の撲滅を目的とし、キャンペーンや自転車交通安全教室を実施すること。

※TSマーク：自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマークのこと。傷害保険及び賠償責任保険が付帯されている。

関係機関・団体と連携し、二輪車事故を防止するための広報啓発活動を推進します。

◆市営自転車等駐車場等における事故防止キャンペーン

◆二輪車街頭点検の実施

◆二輪車交通安全教室の開催

【交通安全課】





### 施策No. 1-③-(5)

### 自動車の安全運転の促進

関係機関・団体と連携し、自動車の安全運転のための広報啓発活動を推進します。

- ◆ 広報紙等での定期的な啓発
- ◆ 民間交通監視所の設置
- ◆ ※飲酒運転追放夜間街頭監視所の設置
- ◆ 厚木警察署管内安全運転管理者会等と連携した企業内自動車の安全対策の充実

【交通安全課】

※飲酒運転追放夜間街頭監視所：市内15地区の主要道路に看板・赤灯を掲出し、運動を周知するとともに、飲酒運転の根絶及び歩行者と自転車の交通事故防止を主に街頭監視を行う活動のこと。



### 施策No. 1-③-(6)

### 飲酒運転根絶運動の推進

重大事故をもたらす飲酒運転の根絶に向け、市、関係機関・団体等が一体となり、飲酒運転根絶運動を展開し、飲酒運転による事故の防止を図ります。

- ◆ 飲酒運転追放夜間街頭監視所の設置
- ◆ ※ハンドルキーパー運動の普及啓発

【交通安全課】

※ハンドルキーパー運動：自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動のこと。



### 施策No. 1-③-(7)

### 自転車損害賠償責任保険の加入促進

近年は、子どもを含めた自転車利用者が加害者となる高額な賠償事例も見受けられ、当事者だけでなく、家族等にも大きな影響を及ぼすことから、「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償責任保険等加入の促進を図ります。

- ◆ 自転車損害賠償責任保険加入促進チラシの配布
- ◆ 市営自転車駐車場における啓発キャンペーン

【交通安全課】



施策No. 1-③-(8)

すべての座席におけるシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用方法についての理解を深め、着用の推進を図ります。

- ◆関係機関等の連携・協力の下、あらゆる機会を捉えた積極的な普及活動の展開
  - ◆家庭、学校、職場、地域等が一体となった着用運動の推進
- 【交通安全課】

施策No. 1-③-(9)

反射材の普及促進

夜間における歩行者、特に高齢者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を促進します。

- ◆交通安全教育の実施
  - ◆反射材利用の啓発
- 【交通安全課】



施策No. 1-③-(10)

効果的な広報の実施

交通事故の実態を踏まえ、ホームページ、広報紙、※デジタルサイネージ、ケーブルテレビなどの広報媒体を活用して、交通安全の広報活動を積極的に実施します。

- ◆関係機関・団体等が保有する広報媒体の家庭、学校、職場、地域における活用
  - ◆公共施設等における交通安全啓発の推進
  - ◆市ホームページでの交通関連情報の提供
- 【交通安全課】

※デジタルサイネージ：表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。

施策No. 1-③-(11)

その他の普及啓発活動の推進

市民交通安全の日（毎月1日）及び高齢者交通安全の日（毎月15日）を中心に、あらゆる機会を捉えて、交通安全の普及啓発活動を推進します。

- ◆自動車前照灯の早期点灯の推進
  - ◆自転車や歩行者への反射材の着用促進
  - ◆重大事故発生時における交通安全普及啓発
- 【交通安全課】



#### ④ 交通安全に関する団体の主体的活動の推進

厚木市交通安全指導員協議会、厚木市交通安全母の会連絡協議会をはじめ、厚木警察署管内交通安全協会、厚木警察署管内安全運転管理者会などの交通関係団体に対し、組織の活性化、主体的な活動の促進及び交通安全活動が効果的に行われるよう必要な支援を行います。

また、その他の民間団体や事業所などに対しても、交通安全教育や広報活動が効果的、積極的に行われるよう交通安全運動などの様々な機会を利用して働きかけを行います。

##### 施策No. 1-④-(1)

##### 交通安全対策協議会における各種団体との連携

市内の交通関係機関で構成する厚木市交通安全対策協議会において、交通安全運動を中心とした啓発活動を実施します。

- ◆厚木市交通安全市民総ぐるみ大会の開催
- ◆民間交通監視所の設置
- ◆飲酒運転根絶夜間街頭監視所の設置
- ◆二輪車・自転車街頭点検の実施

【交通安全課】



## 第2節 柱2 道路・交通環境の整備

道路・交通環境の整備については、これまでも県公安委員会、道路管理者等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故防止効果が確認されています。

しかしながら、自転車に関連する事故、歩行者の死者数が多い状況であることなどが社会的な問題になっていることから、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要があります。

このため、今後の道路・交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路と、歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、安心・安全な道路空間形成の推進に取り組みます。

また、少子高齢化が一層進行する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安心して外出できる交通環境の形成を図る観点から、安心・安全な歩行空間が確保された「人優先」の道路・交通環境整備の強化を図ります。

### ① 安心・安全な歩行空間の整備

安心・安全な歩行空間を確保し、「人優先」の視点に立った交通安全対策を推進します。

#### 施策No. 2-①-(1)

#### 生活道路における交通安全対策の推進

住宅街や商業地域の生活道路では、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安心して外出できるように、誰もが利用しやすい道路環境の整備、狭あい道路の改善などの対策を進めます。

- ◆バリアフリー化
- ◆※ゾーン30の推進
- ◆狭あい道路の整備
- ◆道路舗装整備などによる交通安全対策

【交通安全課】【道路管理課】【道路維持課】【道路整備課】



※ゾーン30：生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策。区域を定めて時速30キロの速度規制を実施し、自動車の走行速度や通り抜けの抑制を図る。



## 施策No. 2-①-(2)

### 通学路における危険箇所の点検

「厚木市通学路の交通安全プログラム」に基づき、子どもの通学時などの安全を確保するため、学校等を通じ危険箇所を抽出し、危険箇所に対する交通安全対策を実施します。

- ◆学校等からの情報収集
- ◆通学路の安全対策協議会による協議
- ◆ウェアラブルカメラを用いた小学校通学路安全点検



【交通安全課】【道路管理課】【道路維持課】【道路整備課】【学務課】

## 施策No. 2-①-(3)

### 通学路の交通安全施設の整備

子どもの通学・通園、園外活動時などの安全を確保するため、警察など関係機関と連携し、歩道整備、路面標示などによる車両の速度抑制など、道路状況にあった適切な対策を講ずるとともに、交通安全施設の定期的な点検や見直しを行います。

- ◆学校や保育所等からの情報収集
- ◆歩道の整備
- ◆交差点内や路側のカラー舗装
- ◆横断防止柵やガードレールの設置
- ◆看板設置による車両への注意喚起
- ◆路面標示による車両への注意喚起
- ◆※スクールゾーン、※キッズ・ゾーンの推進
- ◆※フットマーク等の標示による歩行者への注意喚起



【こども育成課】【保育課】【交通安全課】【道路維持課】【道路整備課】【学務課】

※スクールゾーン：通学中の子どもたちの安全を確保する安全対策の重点地域の呼び名のこと。

※キッズ・ゾーン：散歩等の園外活動中の子どもの安全を確保するため、車両運転者に注意喚起等の安全対策を行う区域の呼び名のこと。

※フットマーク：路面に足型と停止線をペイントし、道路に出る前に一時立ち止まらせるようにするもの。

## ② 道路ネットワークの整備と幹線道路における交通安全対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑で快適な交通環境を確保するため、幹線道路から住居地域内道路への道路ネットワークを整備するとともに、改良時に道路・交通環境の整備を進めます。

施策No. 2-②-(1)

歩行空間の整備

既存道路における歩行者の交通事故の危険性が高い区間において、歩道の整備や自転車等の放置防止などにより歩行空間の整備を進めます。

- ◆歩道の整備
  - ◆街路樹の適正な管理
  - ◆放置自転車の撤去等による歩行空間の確保
  - ◆自転車等駐車場の利用促進
- 【交通安全課】【道路管理課】【道路整備課】  
【道路維持課】



施策No. 2-②-(2)

適切に機能分担された道路網の整備

既存道路については、通過交通の抑制と交通の効果的な分散や道路機能の細分化により道路網の整備を進めます。

- ◆通過交通の抑制、混雑改善を図る道路網の整備
  - ◆交通規制による交通混雑の解消
  - ◆国や県との連携による事業の円滑な推進
- 【交通安全課】【都市計画課】【道路管理課】  
【道路整備課】



施策No. 2-②-(3)

改良による道路・交通環境の改善

既存道路については、歩行空間の確保、交通事故の防止、交通混雑の改善などを進めるため、改良等により道路・交通環境を整備します。

- ◆道路の改良
- 【道路管理課】【道路整備課】



#### 施策No. 2-②-(4)

#### 踏切事故防止対策の推進

施設面での踏切事故防止対策を図るとともに、踏切道利用者に対する安全意識の向上を図るため、交通安全教育を行います。

- ◆踏切事故防止対策の推進
- ◆利用者に対する交通安全啓発
- 【交通安全課】【道路管理課】【道路整備課】
- 【道路維持課】【都市計画課】



#### 施策No. 2-②-(5)

#### 国道・県道管理者との連携強化

交通事故の多い幹線道路(国道・県道)と住居地域内道路の安全を確保するため、国及び県と連携し、道路・交通環境の整備を進めます。

- ◆国道・県道における道路改良の要請等
- 【道路管理課】

### ③ 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故が多発している道路や、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、交通安全施設などを整備し、円滑で安全な交通環境の確立を目指します。

#### 施策No. 2-③-(1)

#### 事故多発地点の重点的整備

道路の構造等に応じて、路面標示やカラー舗装、カーブミラー、街路灯、区画線などの交通安全施設の整備等、事故が多発する交差点の改良を重点的に実施します。

- ◆カラー舗装等の実施
- ◆街路灯の設置
- ◆カーブミラーの設置
- 【道路維持課】



※交通安全施設等の老朽化による機能低下は、事故抑止効果の低減につながることから、機能向上を進めるとともに、既存の交通安全施設等の適切な点検と維持管理に努めます。

また、交通規制や路面表示の設置・維持管理等について、警察署と連携を強化します。

- ◆交通安全施設の機能向上と点検・維持管理
- ◆交通啓発看板の点検・維持管理
- ◆交通規制や路面標示の設置・維持管理等の連携  
【交通安全課】【道路維持課】



※交通安全施設：道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設で、道路標識、区画線、横断歩道橋、防護柵などが含まれる。

交通安全の課題は、地域住民の生活と密接に関係するため、沿道の住民のニーズや道路の利用実態、交通量などを把握し、地域の実情に合わせた柔軟な交通環境の整備を推進する必要があります。そこで各地区における危険箇所や交通安全施設等の老朽化などについて、自治会等からの情報を収集し、活用します。

- ◆市民や自治会等からの情報収集
- ◆※「スマ報」による情報収集  
【交通安全課】【道路管理課】【道路維持課】

※スマ報：「道路が損傷している」などの身近なまちの課題について、スマートフォンなどのカメラ機能やGPS機能を利用した写真にコメントを添えて市に情報提供することで、その情報を基に市が対応などを行う、市民協働でまちづくりを推進する仕組みのこと。



## ④ 公共交通の利便性向上

自動車に過度に依存しないスムーズで快適に移動できる公共交通ネットワークの実現を目指します。

### 施策No. 2-④-(1) 公共交通の充実・利用促進

円滑に移動できる交通環境づくりを推進するため、※サイクルアンドバスライド自転車駐車場の推進など、路線バスの更なる利便性向上を図るとともに、公共交通利用への意識付けに向けた※モビリティマネジメントを実施します。

◆サイクルアンドバスライド自転車駐車場の  
適正管理及び周知

【交通安全課】【都市計画課】



※サイクルアンドバスライド：自転車で最寄りのバス停留所まで移動し、バスに乗り換え、目的地までバス交通を利用する、バス利用者の利便性の向上とバス利用の促進を目的としたシステムのこと。

※モビリティマネジメント：過度な自動車利用に起因する様々な社会問題を緩和するため、公共交通への自発的な転換を促す交通施策のこと。

### 施策No. 2-④-(2) 高齢者等の移動手段の確保・充実

公共交通が利用しづらい地域や、運転免許証返納後の日常生活に必要な移動手段の確保について、地域特性に応じた路線バスを補完する移動サービスを、地域及び行政の協働により推進します。

◆※コミュニティ交通の導入

【都市計画課】



※コミュニティ交通：公共交通不便地域の解消などの目的で、自治体や地域が関与して運行する交通機関のこと。

施策No. 2-④-(3)

危険なバス停留所及びその周辺の安全性確保対策

交通安全上問題と思われるバス停留所及びその周辺について、関係機関・団体と連携を図り、安全性確保対策を推進します。

◆バス停留所の安全性確保

【都市計画課】【道路管理課】【道路整備課】【道路維持課】【交通安全課】

⑤ 自転車利用環境の整備

環境に優しく、幅広い年齢層が利用できる身近な乗り物である自転車を、安心・安全・快適に利用できる環境づくりを推進します。

施策No. 2-⑤-(1)

自転車走行空間の整備

自転車ネットワークを構成する路線を中心に、自転車と歩行者が安全に通行できるよう自転車走行空間の整備を進めます。

◆自転車走行空間の整備

【交通安全課】【都市計画課】【道路整備課】



施策No. 2-⑤-(2)

自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場については、駅周辺地域への設置を進めてきました。各施設の利用状況や民間施設の収容状況を始め、利用者ニーズ等を踏まえた適切な維持管理・運営及び施設整備に取り組みます。

◆自転車等駐車場の整備・運営

【交通安全課】



施策No. 2-⑤-(3)

サイクルアンドバスライドの適正管理

バス停留所付近に駐輪場を整備し、バスの利用を促進することで、自転車事故の減少や環境負荷の低減を図るため、地域の交通特性に応じ、サイクルアンドバスライド自転車駐車場の適正管理等に努めます。

◆サイクルアンドバスライド自転車駐車場の適正管理

【交通安全課】【都市計画課】



## ⑥ 災害に備えた道路・交通環境の整備

災害時には、避難や復旧活動のために安全な道路・交通を確保することが重要となります。本市には、狭あいな生活道路が多く、緊急時の迅速な対応が困難になることが予測されるため、災害に備えた道路・交通環境の整備を進めます。

### 施策No. 2-⑥-(1) 避難と復旧を支える道路の整備

災害時には、緊急輸送の確実性、迅速性を強化するため、緊急輸送道路を補完する道路の整備に努めます。

#### ◆災害に強い道路網の整備

##### 【道路整備課】

※緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

### 施策No. 2-⑥-(2) 狭あい道路の整備促進

緊急活動の円滑化のため狭あい道路の整備を進めます。

#### ◆狭あい道路の整備

##### 【道路管理課】【道路整備課】

### 施策No. 2-⑥-(3) 無電柱化の推進

災害時における避難経路の確保や良好な景観形成、歩行者の安全性確保等、安全で快適な道路空間の形成に向けて無電柱化を推進します。

#### ◆無電柱化の推進

##### 【道路管理課】【道路整備課】



## ⑦ 総合的な駐車対策の推進

違法駐車の指導・啓発や自動車駐車場の整備などにより違法駐車等の防止を推進します。

### 施策No. 2-⑦-(1) 自動車駐車場の整備

駅周辺地域において、将来の駐車需要予測と民間との適正な分担の下、自動車駐車場の確保を図ります。

「厚木市住みよいまちづくり条例」等に基づき、中心市街地や駅周辺の大型店や特定開発事業等に対して自動車駐車場の整備を指導します。

- ◆自動車駐車場の確保
  - ◆開発事業等に対する指導
- 【都市計画課】【まちづくり指導課】

### 施策No. 2-⑦-(2) 自転車等の放置防止対策

「厚木市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、自転車利用者、事業者等がそれぞれの責務を遵守するよう自転車放置防止の広報啓発活動を重点的に展開します。

- ◆放置自転車禁止区域での啓発活動
  - ◆違法駐車追放強化月間におけるキャンペーンの実施
- 【交通安全課】

### 施策No. 2-⑦-(3) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

違法駐車の追放には、市民の理解と協力を得ながら違法駐車追放の気運の醸成を図ることが大切です。毎年10月の「違法駐車追放強化月間」に交通関係団体等と連携し、各地区において迷惑駐車防止キャンペーンを実施し、違法駐車の防止運動を展開します。

- ◆迷惑駐車防止キャンペーン等の実施
- 【交通安全課】

## ⑧ 交通安全に寄与する道路・交通環境の改善

安全な歩行・通行空間を確保するために、道路の不法占用を防止します。  
また、子どもの交通事故を防止するために、子どもの遊び場を確保します。

### 施策No. 2-⑧-(1) 道路の不法占用の防止対策

道路の不法占用の防止により良好な道路・交通環境の整備を進めます。

#### ◆道路の不法占用の防止

【道路管理課】

### 施策No. 2-⑧-(2) 子どもの遊び場等の確保

子どもの交通事故の防止のため、公園や青少年広場などの整備を推進し、子どもが安全に遊べる空間を確保するなど、施設整備等を充実させ、交通事故の防止を推進します。

#### ◆公園の整備

#### ◆青少年広場の整備

【公園緑地課】【スポーツ推進課】



### 第3節 柱3 救助・救急活動等の充実

交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめるため、医療機関や消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携と協力関係を確保し、救助・救急体制の整備を図ります。

特に、負傷者の救命及び苦痛の軽減を図るため、救急救命士や救急隊員による迅速な処置などを実施するための体制整備を図り、事故現場からの迅速な通報や止血など、救急車到着前の一般市民による応急手当の普及を推進します。

#### ① 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめるため、救急救命士や救急隊員による迅速な措置などを実施するための体制整備を図ります。

##### 施策No. 3-①-(1) 救助体制の整備・充実

交通事故に起因する救命活動の増加や事故の形態・背景の複雑多様化などに対応するため、救助体制の更なる整備・充実を図り、円滑な救助活動を実現します。

- ◆救助資機材の整備
  - ◆救助隊員の教育・訓練
- 【警防課】【消防署】

##### 施策No. 3-①-(2) 救急活動における応急処置等の充実

計画的に高度な医療処置ができる救急救命士を育成するとともに、医療機関と連携した救急体制の強化を図ります。

- ◆救急救命士の養成及び育成
  - ◆救急隊員の教育及び訓練
- 【消防総務課】【救急救命課】



##### 施策No. 3-①-(3) 救助資機材・救急資器材整備の促進

救助・救急需要に的確に対応し、より高度な救助・救急活動を行うことができるよう、計画的に車両を含めた資機材などを整備します。

- ◆救助工作車及び高規格救急自動車等の整備
  - ◆救助資機材・救急資器材等の整備及び維持管理
- 【警防課】【消防署】

### 施策No. 3-①-(4)

### 救助・救急隊員の教育訓練の充実

救助隊員や救急隊員の知識や技術の向上を図るため、複雑・多様化する災害に応じた教育訓練を行うとともに、各種資格取得や研修への派遣を推進します。

- ◆救助隊員の教育及び訓練  
【救急救命課】【消防署】



## ② 市民や事業所との連携

救急車が到着するまでに実施する応急手当は、救命効果を高めるために重要な役割を果たすことから、市民一人一人の意識の向上と、応急手当の知識習得を図ります。

### 施策No. 3-②-(1)

### 応急手当の普及促進

事故現場に居合わせた市民（バイスタンダー）が負傷者に対し、迅速かつ適切な応急手当ができるように、市民ニーズに応じた普通救命講習会等を開催するとともに、広報活動や「救急の日」などのイベントを開催するなど、普及啓発活動を積極的に推進し、市民救命力の向上を図ります

- ◆※AED（自動体外式除細動器）の整備及び運用
- ◆救命講習会の開催  
【救急救命課】



※AED（自動体外式除細動器）：心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器のこと。

## ③ 交通事故被害者等に対する支援

交通事故被害者やその家族などは、肉体的、精神的若しくは経済的に大きな打撃を受けていることから、交通事故被害者等のための相談活動の充実を図ります。

### 施策No. 3-③-(1)

### 交通事故被害者等に対する支援

交通事故の被害者やその家族からの相談に適切に応じられるよう、交通事故等の各相談窓口の適切な運営を図ります。

- ◆交通事故相談
- ◆法律相談における交通事故に関する相談
- ◆市民相談における交通事故に関する相談  
【市民協働推進課】



## 第3章 推進体制

### 第1節 計画の推進に向けた役割

計画を推進し、市民が安心・安全で健康に暮らせるまちづくりの実現のためには、市民一人一人、そして関係団体等の理解と協力が不可欠です。

それぞれの役割分担により市民、関係団体、警察署、市等が密に連携を図りながら施策を進めていきます。

#### 1 市民の役割

市民は、日常生活において、道路上の歩行をはじめ、自転車や二輪車、自動車の利用等、交通社会とは切り離せない環境の中にあります。

こうしたことから交通事故の被害者にも加害者にもならないよう交通ルールを遵守し、交通マナーを徹底するなど常に交通安全及び交通事故防止に対する高い意識をもって行動するとともに、交通安全対策におけるセーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めます。

#### 2 関係団体の役割

厚木市交通安全指導員協議会や厚木市交通安全母の会連絡協議会をはじめ、厚木警察署管内交通安全協会や厚木警察署管内安全運転管理者会、厚木警察署管内青少年交通安全連絡協議会、厚木二輪車安全普及協会等、交通安全関係団体においては、厚木警察署、市など交通行政関係機関に協力します。

市内の交通秩序並びに交通道德の普及や高揚、各事業所における安全運転管理者が連携を密にして、自動車の安全運転に係る交通道德の高揚を図るほか、交通事故防止に努めます。

#### 3 厚木警察署の役割

信号機や横断歩道の設置など道路交通法に関する交通規制の実施による適切な交通安全対策について、神奈川県公安委員会や神奈川県警察本部との連絡調整を担います。

また、交通違反車両の取り締まりや街頭指導、交通安全教室の実施により交通ルールの遵守や交通マナーを徹底するための周知啓発に努めます。

さらに、厚木市交通安全対策協議会等が主催する各種交通安全キャンペーンへの協力のほか、市民や行政と連携して交通安全や交通事故防止に努めます。

## 4 市の役割

市は、厚木市交通安全推進計画の実現のため、関係各課及び関係機関・団体と連携し、交通安全施策を実施します。施策の実施に当たっては、市民や交通関係団体の意見を広く取り入れ、実態に見合った交通安全活動を実施します。

また、市民団体及び事業所等とも連携し、交通安全施策を展開するとともにこれらの団体が実施する交通安全活動を支援します。

## 5 市民との連携・協働

交通安全を地域に根ざした施策として効果的に展開するためには、市民一人一人の交通安全意識の高揚と市民団体が自主的に取り組んでいる様々な交通安全運動を市民運動として進めていくことが大切です。

そのため、各年齢層を対象とした体系的な交通安全教育を実施するとともに、交通安全市民運動の中核的組織である厚木市交通安全対策協議会を中心とした広報啓発活動の充実を図り、市民自らが安心して安全な交通社会の構築に参加できる仕組みを作ることが必要です。

同時に、厚木市交通安全推進計画をはじめとした様々な交通安全施策の実施に当たっては、幅広い市民の意見を十分反映させるとともに、既存の交通関係団体のみならず事業所等との交通安全活動を市民と協働して展開することにより、交通安全市民活動の活性化を図ります。



厚木警察署交通部隊出発式



交通安全子ども自転車神奈川県大会



トラックを使用した死角体験



あつぎ鮎まつり交通安全パレード

## 第2節 進行管理

本計画をより実効性のあるものにするため、次のとおり※P D C Aサイクルに基づいた進行管理を行います。

### 1 厚木市交通安全推進計画に係る取組結果報告書（毎年度）の作成・報告

個別施策を実施する各担当課は、各個別施策の取組状況について、当該年度の取組内容、実績、次年度の取組予定を「厚木市交通安全推進計画に係る取組結果報告書」として作成し、計画の主管課に報告します。

### 2 厚木市交通安全対策協議会への報告

各課の取組結果報告書を基に作成した「厚木市交通安全推進計画年次報告書」を厚木市交通安全対策協議会に報告します。

厚木市交通安全対策協議会は、報告を受け、取組結果の評価を行います。

各担当課は、評価を受け、必要に応じて次年度の事業の見直しや評価の反映を行います。



※P D C Aサイクル：品質管理など業務管理における継続的な改善方法のこと。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action(改善)の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する。

## 資料編

1	交通事故の発生状況	43
2	交通安全教室の実施状況	44
3	通学路の安全対策	45
4	セーフコミュニティの推進	45
5	啓発活動の実施状況	46
6	車両の保有状況	47
7	原動機付自転車等の保有状況	47
8	市道の整備状況	48
9	交通安全啓発看板の設置状況	48
10	自転車乗用ヘルメットの助成件数	48
11	小学生自転車乗用ヘルメット着用率	48
12	市営自転車等駐車場の整備状況	49
13	サイクルアンドバスライド自転車駐車場の整備状況	50
14	放置自転車の発生状況	51
15	救急自動車による救急出動状況	51
16	市民相談事業における交通事故相談件数	51
17	子どもの遊び場等設置数	51
18	策定体制	52
19	市民参加手続	53

# 1 交通事故の発生状況（暦年）

## （1）市内の交通事故の発生状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
事故件数	952 件	1,023 件	981 件	852 件	706 件	711 件
死者数	7 人	6 人	6 人	6 人	2 人	6 人
負傷者数	1,162 人	1,198 人	1,159 人	1,007 人	845 人	821 人

## （2）交通事故別の発生状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
高齢者	247 件	275 件	282 件	254 件	220 件	203 件
子ども	71 件	66 件	47 件	63 件	38 件	31 件
自転車	200 件	212 件	224 件	195 件	151 件	156 件
二輪車	207 件	255 件	230 件	208 件	158 件	162 件
飲酒運転	3 件	8 件	10 件	13 件	6 件	5 件

## （3）月別発生状況（令和 3 年）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
事故件数	51 件	51 件	57 件	75 件	51 件	53 件
死者数	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
負傷者数	55 人	56 人	72 人	97 人	62 人	57 人

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事故件数	62 件	46 件	42 件	67 件	64 件	92 件
死者数	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
負傷者数	71 人	53 人	46 人	74 人	78 人	100 人

(4) 曜日別発生状況（令和3年）

	月	火	水	木	金	土	日
事故件数	121件	110件	108件	83件	136件	95件	58件
死者数	0人	1人	0人	2人	1人	2人	0人
負傷者数	133人	130人	124人	89人	161人	110人	74人

(5) 時間帯別発生状況（令和3年）

	0～2時	2～4時	4～6時	6～8時	8～10時	10～12時
事故件数	10件	9件	11件	91件	104件	69件
死者数	0人	0人	0人	2人	1人	0人
負傷者数	11人	14人	11人	91人	114人	90人

	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20～22時	22～24時
事故件数	65件	85件	103件	103件	42件	19件
死者数	0人	0人	1人	1人	1人	0人
負傷者数	80人	102人	115人	113人	51人	29人

※（1）～（5）出典：厚木警察署統計

2 交通安全教室の実施状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼児・園児	回数	20回	21回	11回	19回	3回
	人数	2,056人	2,213人	1,108人	1,728人	80人
小学生	回数	20回	21回	20回	25回	2回
	人数	4,701人	3,283人	4,554人	5,302人	140人
中学生	回数	1回	2回	6回	4回	2回
	人数	140人	580人	2,339人	1,477人	960人
高校生・大学生	回数	8回	6回	6回	4回	1回
	人数	2,190人	1,290人	2,340人	1,195人	270人
高齢者	回数	2回	1回	0回	1回	0回
	人数	44人	17人	0人	18人	0人
合計	回数	51回	51回	43回	53回	8回
	人数	9,131人	7,383人	10,341人	9,720人	1,450人



### 3 通学路の安全対策

#### (1) 通学路安全整備要望

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
要望数	66 件	56 件	32 件	44 件	36 件
整備実施箇所数	66 箇所	56 箇所	32 箇所	44 箇所	36 箇所

#### (2) 通学路の安全対策協議会会議開催回数

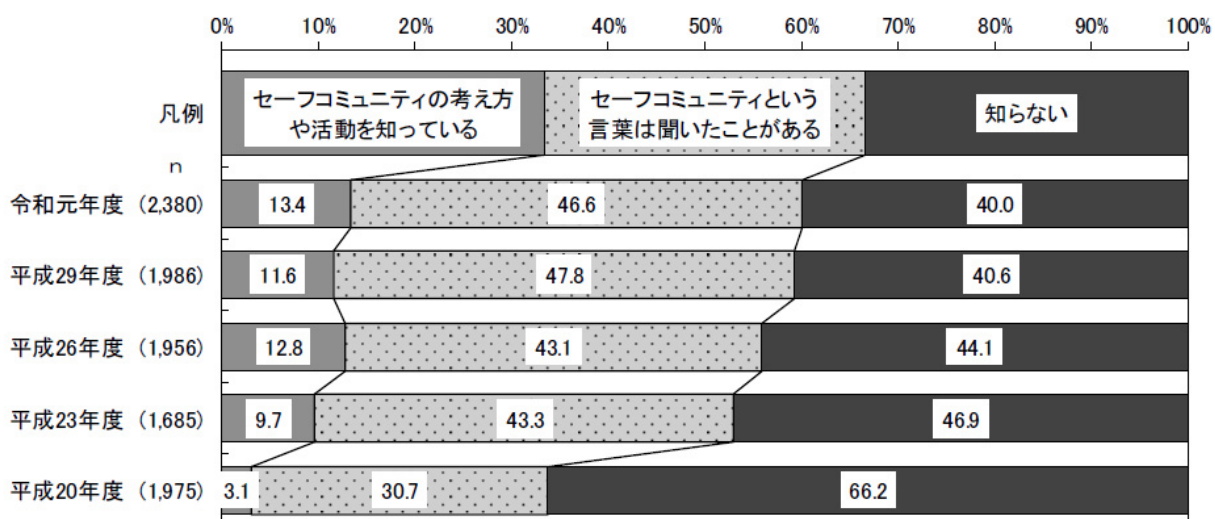
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数	5 回	3 回	1 回	1 回	2 回

### 4 セーフコミュニティの推進

#### (1) セーフコミュニティ研修会の実施状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数	28 回	16 回	17 回	25 回	10 回
参加人数	1,290 人	1,013 人	1,292 人	1,485 人	814 人

#### (2) セーフコミュニティの認知状況（経年比較）



## 5 啓発活動の実施状況

### (1) 春の全国交通安全運動

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業回数	1 回	1 回	1 回	1 回	0 回
啓発人数	1,943 人	1,973 人	1,862 人	1,842 人	0 人

### (2) 夏の交通事故防止運動

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業回数	3 回	3 回	3 回	3 回	0 回
啓発人数	1,386 人	1,404 人	1,236 人	1,372 人	0 人

### (3) 秋の全国交通安全運動

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業回数	2 回	2 回	1 回	1 回	0 回
啓発人数	2,600 人	2,600 人	650 人	1,900 人	0 人

### (4) 年末の交通事故防止運動

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
啓発人数	1,300 人	1,350 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人

### (5) その他の啓発活動

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業回数	17 回	16 回	12 回	10 回	9 回
啓発人数	3,221 人	2,107 人	1,360 人	962 人	879 人

## 6 車両の保有状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
乗合	622 台	627 台	614 台	615 台	605 台
乗用	76,911 台	76,826 台	76,315 台	75,825 台	75,186 台
貨物	12,976 台	12,991 台	13,218 台	13,421 台	13,423 台
特種（殊）	3,667 台	3,833 台	4,041 台	4,136 台	4,145 台
小型二輪 (250cc 超)	3,939 台	4,005 台	4,033 台	4,061 台	4,122 台
計	98,115 台	98,282 台	98,221 台	98,058 台	97,481 台

※出典 関東運輸局統計

## 7 原動機付自転車等の保有状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
原動機付自転車	50cc 以下	13,118 台	12,566 台	12,072 台	11,676 台	11,194 台
	50cc 超～ 90cc 以下	946 台	923 台	902 台	864 台	839 台
	90cc 超～ 125cc 以下	3,924 台	4,057 台	4,213 台	4,370 台	4,548 台
	ミニカー	237 台	242 台	242 台	239 台	237 台
	軽自動車	3,879 台	3,877 台	3,972 台	4,008 台	4,024 台
	三輪	9 台	9 台	9 台	9 台	8 台
	四輪	41,238 台	41,830 台	42,497 台	43,179 台	43,703 台
小型特殊自動車		1,702 台	1,732 台	1,762 台	1,776 台	1,799 台
二輪小型自動車		3,733 台	3,720 台	3,782 台	3,804 台	3,836 台
計		68,786 台	68,956 台	69,451 台	69,925 台	70,188 台

## 8 市道の整備状況

路線数	実延長
6,087 本	1,156 km

改良済延長		舗装済延長	
km	改良率	km	舗装率
797 km	68.9%	974 km	84.3%

令和3年3月末時点

## 9 交通安全啓発看板の設置状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置数	109 枚	109 枚	90 枚	162 枚	116 枚

## 10 自転車乗用ヘルメットの助成件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼 児	1,884 件	800 件	736 件	754 件	820 件
小学生		888 件	757 件	748 件	742 件
中学生	35 件	30 件	37 件	35 件	57 件
高校生		5 件	12 件	8 件	8 件
高齢者	9 件	7 件	9 件	21 件	15 件
合 計	1,928 件	1,730 件	1,551 件	1,566 件	1,642 件

※高校生のヘルメット購入費助成は、平成29年度から開始

## 11 小学生自転車乗用ヘルメット着用率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
着用率	68.9%	73.7%	78.2%	78.8%	78.6%

※小学生自転車ヘルメット着用アンケート結果

## 12 市営自転車等駐車場の整備状況

### (1) 本厚木駅周辺

施設名	所在地	開設年月日	収容台数	
			自転車	バイク (50cc以下)
本厚木駅高架下旭町自転車駐車場	旭町 1-6-3	S58. 1. 4	710 台	-
本厚木駅高架下泉町自転車駐車場	泉町 17-1	S59. 11. 6	459 台	-
中町 2 丁目自転車駐車場	中町 2-7-17	H12. 2. 1	1,791 台	-
本厚木駅北口自転車等駐車場	中町 3-1-5	H10. 7. 10	986 台	179 台
旭町 2 丁目自転車等駐車場	旭町 2-2-1	R2. 4. 1	607 台	55 台
本厚木駅南口自転車駐車場	旭町 1-25-1	R3. 5. 1	612 台	-

令和 4 年 3 月末時点

### (2) 愛甲石田駅周辺

施設名	所在地	開設年月日	収容台数	
			自転車	バイク (125cc以下)
愛甲石田駅北口自転車等駐車場	愛甲 1-3-4	S61. 12. 1	428 台	125 台
愛甲石田駅北口第二自転車等駐車場	愛甲 1-972-1	H4. 7. 1	209 台	72 台
愛甲石田駅南口自転車等駐車場	愛甲東 1-2-17	S62. 4. 1	151 台	83 台

令和 4 年 3 月末時点

### 13 サイクルアンドバスライド自転車駐車場の整備状況

名 称	位 置	収 容 台 数
妻田薬師	妻田北3丁目地内 (R412(旧道)妻田薬師上りバス停北側)	154台
鳶尾団地	鳶尾2-25-1の一部 (鳶尾団地バス折り返し場内)	47台
藤塚公園前	上依知1367-3先 (藤塚上りバス停前)	35台
依知小学校前	関口872-1 (依知小学校前下りバス停前歩道)	50台
妻田バス停前	妻田東1884-7先 (妻田上りバス停北側)	52台
松蓮寺バス停前	及川2-2-1 (松蓮寺下りバス停前)	100台
若宮橋バス停前	森の里若宮3の一部 (若宮橋上りバス停前)	45台
山際バス停前	山際629-4外 (北小学校前歩道橋下)	26台
屋際バス停前	厚木市三田1439 (屋際交差東側)	30台
金田神社前バス停前	厚木市金田170-5 (金田神社前下りバス停前)	25台
相川中学校前	厚木市酒井1974-10 (相川中学校前上りバス停前)	10台

令和4年3月末時点



#### 14 放置自転車の発生状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
撤去台数	1,585 台	1,287 台	1,227 台	1,092 台	695 台
引取台数	409 台	282 台	175 台	243 台	116 台
警察引渡	115 台	62 台	60 台	51 台	20 台
リサイクル台数	301 台	258 台	243 台	243 台	149 台
処分台数	760 台	685 台	749 台	555 台	410 台

#### 15 救急自動車による救急出動状況（暦年）

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
出動件数	11,612 件	12,471 件	12,370 件	10,600 件	11,392 件
交通事故によるもの	1,098 件	1,164 件	1,054 件	829 件	938 件
交通事故による 出動割合	9.5%	9.3%	8.5%	7.8%	8.2%

#### 16 市民相談事業における交通事故相談件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	49 件	45 件	40 件	16 件	9 件

#### 17 子どもの遊び場等設置数

施設名	設置数
都市公園	239 箇所
スポーツ広場・グラウンド	12 箇所
児童館	37 館

令和 4 年 3 月末時点

## 18 策定体制

### (1) (仮称) 厚木市交通安全推進計画策定部会

#### ア 委員名簿 (敬称略)

氏名	所属等
◎笹生 準一	厚木警察署管内交通安全協会会長
○永松 由次	厚木市小・中学校長会代表 (厚木市立小鮎中学校校長)
川崎 勲	厚木市交通安全指導員協議会会長
大内 江公	厚木市交通安全母の会連絡協議会会長
古茶 一英	厚木市自治会連絡協議会代表
真田 辰雄	厚木警察署管内安全運転管理者会会長
福山 忠俊	厚木警察署管内青少年交通安全連絡協議会会長
島村 弘	厚木二輪車安全普及協会会長
雨宮 忠行	厚木警察署交通第一課課長
岡村 隆行	国土交通省横浜国道事務所厚木出張所所長
松田 英介	神奈川県厚木土木事務所道路維持課長
岸川 浩幸	神奈川県立厚木西高等学校校長
佃 賢一	厚木市立小中学校PTA連絡協議会会計
二宮 卓昭	厚木市道路部部長

(◎は部会長、○は副部会長)

#### イ 策定部会会議開催

令和3年9月27日、10月21日 計2回

(2) (仮称) 厚木市交通安全推進計画庁内検討委員会

ア メンバー

協働安全部長 (リーダー) /交通安全課長 (サブリーダー) /介護福祉課長  
/交通政策担当課長/道路管理課長/国県道調整担当課長/道路維持課長  
/道路整備課長/救急救命課長/学務課長

イ 検討委員会会議開催

令和3年8月 (書面)、9月16日、10月13日 計3回

19 市民参加手続

(1) 意見交換会 (書面により実施)

ア 期間

令和3年9月22日までに参加申込、令和3年10月6日までに意見を提出。

イ 実施結果

(ア) 参加者数

10人

(イ) 意見をいただいた人数

7人

(ウ) 意見の件数

46件

(2) パブリックコメント

ア 期間

令和4年1月4日から令和4年2月3日まで

イ 実施結果

(ア) 意見をいただいた人数

1人

(イ) 意見の件数

1件

---

## 厚木市交通安全推進計画

令和4年3月

発行 厚木市

編集 厚木市協働安全部交通安全課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 225-2760 (直通)

ホームページ URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

---